

近代日本における

立憲政体導入の歴史的前提

奥田晴樹

はじめに

近代日本における立憲政体導入過程の歴史的考察は、およそ二つの視角からなってきたと言つてよからう。

一つは、民権発達史の視角である。これは、『自由党史』⁽¹⁾にはじまるもので、自由民権思想—運動こそが立憲政体の導入にあたって決定的役割をはたしたと説く。

もう一つは、帝国憲法制定史の視角である。これは、尾佐竹猛⁽²⁾、大津淳一郎⁽³⁾、藤井甚太郎⁽⁴⁾、鈴木安蔵⁽⁵⁾、清水伸⁽⁶⁾、浅井清⁽⁷⁾、稻田正次⁽⁸⁾、宮沢俊義⁽⁹⁾、小嶋和司⁽¹⁰⁾らによつてすすめられた研究で、帝国憲法制定の前史として明治前期における立憲政体導入のさまざまな動きを位置づけようとするものである。

一九五〇年代以降の自由民権運動史研究が戦後歴史学の一般的傾向に従つて、運動の展開を規定すると考えられた経済史的諸条件や、その地域的—社会的基盤の解明に集中するなかで、家永三郎⁽¹¹⁾と色川大吉⁽¹³⁾は、運動の中核的指導者と底辺的荷担者の違いはあるものの、その思想的達成の内容、就中民間憲法草案に注目し、それぞれ江村

栄一、新井勝紘の協力を得て、帝国憲法とは別個に成立していた憲法構想の歴史的意義を強調している。民間憲法草案（私擬憲法）への着目は、すでに鈴木や稻田によつてもなされていたが、家永・色川らの研究は、帝国憲法制定史を民権発達史の立場から内在的にとらえ直して行こうとするものである。そこでは、民間憲法草案の最大の歴史的意義を「人類普遍の原理」（日本国憲法前文）の導入と考え、その試みは自由民権運動の敗退と大日本帝国憲法の制定によって一旦は頓挫するが、戦後的新憲法制定過程で復活してくると説く。⁽¹⁴⁾ 家永・色川らの研究は、戦前以来の二つの研究視角を統合しようとするものではあるが、その中身は憲法制定史を二つの、互いに対抗し合うコースに分けて理解するにとどまつてゐる。これに対して、鳥海靖は立憲政体導入の構想が自由民権運動に先行して政府部内で成立していることを指摘⁽¹⁵⁾し、新井勝紘も元老院での憲法起草作業と民間憲法草案成立との関連性に注目している。⁽¹⁶⁾ 鳥海・新井の研究は、憲法構想の起点を政府と民権派のいずれの人士に求めるかでスタンスの相違をみせてゐるもの、帝国憲法と民間憲法草案を別個に成立した憲法構想になり、憲法制定史を両者の対抗過程として描き出

してきた家永・色川らの研究に反省を迫るものとなつてゐる。

研究史をこのように概観すると、帝国憲法の制定を自由民権運動への対抗措置とのみ単純にとらえることはもはや許されまい。とすれば、何故に立憲政体の導入が企てられねばならなかつたのか——その政治的メカニズムを、あらためて考察する必要が生じてくる。それはまた、憲法構想の起点をいすれに求めるかという問題にもあわせて解明の光をあてていくことにもなる。

さらに、それは、近代日本における国民国家形成をめぐる近年の研究動向⁽¹⁷⁾にも一石を投ずることともなる。けだし、そこでは、公権力の一元的体系と人民の地域的編成という、国民国家を構成する二契機⁽¹⁸⁾のうち、もっぱら後者に関心が向けられ、前者がどのような過程と態様をもって実現されたかという問題と、かならずしも十分なリンクージの下に研究がすすめられているとは言い難いのではないか。立憲政体導入の問題は、公権力の一元的体系が構築されにく上で核心的意義を有するものであり、その検討は右の研究動向への側面的アプローチともなる。

小稿は、かかる研究史的意義を指定し得る、近代日本における立憲政体導入の政治的メカニズムの解明という課題について、どのようない見通しをもって取り組むことが可能であるか、幕末政治との関連でその歴史的前提が如何なる態様において形成されたかという視角から、試みに考察を加えようとするものである。

一 幕末政治の陥路

(一) 幕末政治のジレンマ

近世国家では、領主・家臣の知行・俸禄も百姓の田畠・屋敷・山

林等の所持も、すべて石高によつて表示されていた。⁽¹⁹⁾換言すれば、領主的富を中心とする社会的富の大半が、石高によつて数量表示される形で把握されていたのである。しかし、元禄期を画期として顕著となつた市場経済の拡大は、米価と諸色のシェーレ現象を惹起し、社会的富の存在形態の脱石高化を推し進めていった。⁽²⁰⁾その結果、領主財政は、度重なる改革努力にもかかわらず、化政期までに、年貢米収取を軸とした石高制財政システムの枠内では、もはや修復困難な事態にたちいたつていて⁽²¹⁾。しかも、右の経済的変容に対応して、社会的流動化が漸次進行し、飢饉や米価騰貴、天災等をきっかけに、経営難や生活苦の解消を求める一揆・騒動、打ちこわしが繰り返され、それが幕府・諸藩の為政者交代をまねくこともめずらしくなくなつていつた。⁽²²⁾そうした中で、最大の市場である大坂の周辺地域では、大衆的需要を有する綿や菜種を中心として、商業的農業と農産物加工業が発達し、農村内部に在郷商人やマニュファクチャア経営を輩出させ、幕府と結ぶ大坂問屋資本の市場独占を排除せんとする国訴の運動を生起し、部分的に営業の自由を実現した。そのため、流通過程に吸着して領主財政を補助する途も容易ではなくなりつつあったのである。⁽²³⁾

近世国家の内在的腐朽がかようにはすむのと雁行し、天明・寛政期を画期として、ヨーロッパ諸国の来航が頻々と起ころり、通交・通商・布教を拒絶する「鎖国」政策の現状維持は急速に難しいものとなつていつた。⁽²⁴⁾アヘン戦争の衝撃を背景とした幕府の天保改革は、強まる一方の外圧に耐え得る国家体制の構築をめざしたが、民衆の支持はもとより、領主間の合意さえ調達することに失敗し、挫折に終つた。⁽²⁵⁾

近代日本における立憲政体導入の歴史的前提

持か「開国」の断行である。一部諸藩への部分的委託による補完で外交権を独占していた幕府は、外圧によって余儀なくされた形での「開国」がもたらすであろう国内への影響を恐れ、「鎖国」維持のための海防強化へと向かう。しかし、問題はその財源である。幕府がとくに重視した江戸湾の海防ですら、直接これを行なわず、家門や譜代の諸藩に担当させたのは、軍事的敗北にともなう政治的威信の失墜への危惧もあったが、それを回避し得るだけの武備を可能とする財力をすでに幕府がもたなかつたためである。⁽²⁸⁾ 弘化・嘉永期に繰り返された異国船打払令復活の可否をめぐる幕府内部の評議でも、海防強化の財源問題がその復活を思い止まらせていた。⁽²⁹⁾

そうした状況下で、弘化三（一八四六）年五月にセシュの率いるフランス艦隊が琉球に来航し、通交・通商・布教の許可という「鎖国」の全面解除を要求して居座っているところに、翌閏五月にはビッグドルの率いるアメリカ艦隊が浦賀に来航して、通交と通商を求めた。仏米両国艦隊の同時来航という深刻な事態に直面した阿部正弘幕閣は、琉球を支配する薩摩藩の家老調所広郷の提案を受け容れ、琉球での通商默許に踏み切って解決を同藩に委ねる一方、ビッグドルの要求は拒否した。このときは仏米両国艦隊とも退去し、結果的に「鎖国」を維持し得た。⁽³⁰⁾ しかし、幕府の受けた衝撃は大きく、また浦賀では石高制軍役システムの枠内での海防動員態勢の矛盾が露呈した。⁽³¹⁾ ついで、嘉永二（一八四九）年三月には、アメリカの軍艦ブレブル号が長崎に来航し、前年漂着した捕鯨船員を強引に受け取る事件がおこる。これに踵を接するように、同年閏四月、イギリスの軍艦マリナー号が浦賀に来航している。幕府は、弘化三年の危機の後、江戸湾の海防担当を從来の二藩から四藩に増やしていたが、嘉永二年のときは、両事件直後の同年五月に異国船打払令復活の評議を開

始し⁽³⁶⁾、そこで出された結論をもとに、同年十二月に新しい海防方針を布達する。

今回の評議も、海防強化の財源難を理由とする勘定所サイドの強い反対に逢着して、打払令の復活にはノーの結論が出された。しかし、「鎖国」を維持するためには、何らかの形で海防を強化せざるを得なかつた。新方針は、御触書とそれを解説する形の口達覚の二文書で提示されたが、後者には問題の所在と対策の基本的なスタンスが鮮明にあらわされている。⁽³⁷⁾

まず、事態の基本認識である。⁽³⁸⁾

近來異国人共別而横行之所業候儀も有之、其儘被差置候はゞ、弥超過も可致、万一彼者共甚敷及不法候節も、其儘被差置候様にては、弥輕蔑致し、覬覦之意をも可起、第一御国威にも関り、御外聞も不宜候。

頻発する異国船来航事件はエスカレートし、国威や外聞の点からも、もやは放置できない事態になつてゐる。

⁽³⁹⁾

そこで、万一の戦闘をも想定した厳重な海防態勢の構築が必要である。⁽⁴⁰⁾

此末御^(マツメ)國^(國方)地沿海手當向之儀、手厚無之而は、万一及戦闘候様之儀出来候節、不行届之儀無之共難申、依而厚く手當可有之旨被

仰出候事に候、

問題は、「嚴重」の中身、海防態勢構築の具体策にある。実用本位で恒久的な態勢を敷くよう指示し、堅急時の隣領との相互支援や、郷士・農兵等の動員を含め、その具体化は各領主の判断に委ねている。

乍去、一と通手厚と而已にて、只見体は嚴重に相見候ても、实用性掛薄く候ては、無詮事に付、其儀は家々之分限、領地海

辺之広狭、山嶽、海辺之嶮岨にも寄、砲台、土星等之処置、人數之配當等之儀は、家々之見込、籌画も可有之儀に付、不一般候得共、詰りハ攻撃、守備之便宜を考へ、平常無油断、急場之節も、一陣之備は間に合候様致し、又小高之向杯は隣領(ママ「兼」カ)へも急而申合、援兵等差出方之手筈、合図等をも定置、都て実用之覚悟を主と致し、可成丈不益(ママ「無」カ)之雜費不相懸、土着士、農兵等相用候共、家々之都合宜敷様いたし、永久之備相立候義を専一に被心懸候儀肝要に候、

このような柔軟な方針をとった理由は、いつ、どこに来るかわからぬ異国船に対する備えのために、必要以上の負担を領主財政に強いないようにするところにある。⁽⁴²⁾

是は畢竟夷賊之儀は船艦を以渡來之事に候間、彼等に不利有之時は、船去候て、又隣地へも可罷越儀も可有之、日本は四面海洋に臨み候御國柄に候得ば、定りたる場所も無之間、何時何方へ可罷越も難計候得共、沿海平常其備之候得ば、御不外聞之儀も有之間敷候、

海防強化が膠着状態にある領主財政に必要以上の圧迫を加えた場合、江戸湾海防担当の諸藩がとったように、幕府に財政支援を要求してくることが十分に予想される。⁽⁴³⁾ 海防強化の指令も、財政問題との関連で、いきおい慎重なものとならざるを得ないのである。

幕府の危惧はそれとどまらない。海防強化が別の方向、すなわち民衆負担の増加へと向かった場合、国内（領内）の疲弊をまねき、ついには社会的紛争を惹起する恐れがあり、これも避けなければならぬ。⁽⁴⁴⁾

彼夷賊之儀は、一国に無之、西洋諸国に候得ば、国々之船共不絶罷越候様相成候時は、奔命に疲れ、御国地之疲弊にも可及事

に付、何方も永久之手当有之様、備有度事に候、乍去、前にも如申、其備嚴重に候逆も、実用薄く入費は莫大相成、領内其為に及疲弊候様にては、是又人氣不和之基にて候間、其等之辺をも被心付、手厚之備とて、外聞而已に拘り、内実は国内之困窮相成、其上却て実用薄き様にては不宜間、只々外見に不拘、实用永久之備相立候様被心懸可然候、

かくて、幕末政治のジレンマの構図が明らかとなる。「鎖国」維持には海防強化が不可欠だが、領主財政にはその費用負担の余裕がない⁽⁴⁵⁾、民衆への負担転嫁も社会的紛争惹起への危惧から避けざるを得ないのである。

(二) 「四民共力」への政策転換

このジレンマから、幕府はどう脱け出そうとするのか。この嘉永二年十二月の布達（口達覚）で、その政策理念がはじめて提示された。⁽⁴⁶⁾

異賊は西洋諸国之儀にて、御国地を覗覦いたし候と察候時は、此方にも、御領内一体之力を以防禦致し候事に無之候ては、多寡之勢力行届申間敷訳に付、兎角万ー之節は、隣領よりも力を合、相互に援助致し候手筈等も厚く申合、凡日本國中にある所、貴賤上下となく、万一異賊共、御国威をも蔑にしたる不敵不法之勵杯あらば、誰かは是を憤らざらん、然らば則日本國之力を以、相拒み候趣意に相弁候はゞ、諸侯は藩屏之任を不忘、御旗本之諸士、御家人等は、御膝元之御奉公を心懸、百姓は百姓だけ、町人は町人だけ、銘々持寄、当然之筋を以力を尽し、其筋之御奉公致し候儀、是二百年来昇平之沢に浴し候御恩を報ずる儀と、厚く心懸候はゞ、即總國之力を尽し候趣意に相当

近代日本における立憲政体導入の歴史的的前提

候間、沿海之儀、相互に一和之力を尽し可被申候、

新しい政策理念は、諸身分が二百年來平和（「徳川の平和」）の

恩恵に浴してこられた國恩に報すべく、それぞれ尽力（＝負担）し、
挙國一致（「御領内一体之力」、「日本國之力」、「総國之力」、「
一和之力」）で國威の擁護にあたるというものである。

嘉永二年段階では政策理念の提示にとどまっていたが、ペリー來航後の嘉永六（一八五三）年十一月の布達では、農工商の諸身分に対する上納金の募集という形で具体化された。⁽⁴⁷⁾

近來異國船度々渡來、其次第二寄、安危ニも相拘候義ニ付、西丸御普請を始、臨時之御出方相湊ひ候折柄ニ候得共、莫大之御入用不被為厭、内海江嚴重之御台場御取建被仰出、猶追々御所置之次第も有之候積、國家之安危四民之憂ニ而、武家江者、武備一途ニ力越用可申旨被仰出、農工商之義者、別段御沙汰も無之候得共、防禦筋ニ於而者、四民共力を尽し可申義ニ付、右体不容易筋を会得致し、且ハ昇平二百年來之御恩澤ニ浴し、御備筋御入用之内江、身分相應之上納金相願度内存も有之候ハ、可申立候、

ここでは、武家のみならず、農工商も含めた「四民」が「國家」を構成しているとの前提に立ち、その「國家」の安危が度重なる異國船の渡来によって脅され、「四民」の憂いとなっているとする。そして、その対策として、武家には武備強化に専念するよう指令してあるが、「國家」の防禦には「四民共力」であらねばならぬから、農工商の有志にも上納金への応募を呼びかける、というのである。これはただに、嘉永二年に闡明された政策理念の具体化にとどまらず、「四民」が「國家」を構成しているのだから、その「國家」は「四民共力」で守らなければならない、という内容をもって、政

策理念それ自体の、その土台をなす國家觀ともかかわった、新たな展開が認められる。

阿部正弘幕閣は当初からかかる國家觀を包摶していたわけではない。その対策政策上の起點はオランダ国王の開國勧告への回答だが、その弘化二（一八四五）年六月のカピタン宛諭書では「鎖国」政策を「祖宗歴世の法」すなわち「御当家（徳川將軍家）の法」としていた。しかし、弘化三年五六六月の仏米両国艦隊同時来航の危機に際して、「國家」意識が明確に打ち出されてくる。すなわち、薩摩藩に琉球での処置を一任した指令では、「今般之儀ハ、不容易次第ニテ、事柄ニ寄り候テハ、御国体ニモ拘り可申程之儀ニ付、（中略）取締向等、応機変不失御国威様」に寛猛自在の措置をとるよう命じている。また、ビッドルへの諭書には、「我国ハ新に外国の通信通商を許すことかたき国禁にして、ゆるさざることなる故に、早々帰帆致すへし、（中略）外国之事ハ、長崎にてあつかふ国法にて、（中略）再びここに来るとなれ、」⁽⁵⁰⁾とある。「鎖国」は「国法」、「開国」は「国禁」であり、その掟を破ることは「国威」を失墜し、「国体」にもかかわる事態を惹起しかねない、という認識が示されている。ここでの「國家」意識は、外圧に直面する中で表明されたもので、まだ「國家」の中身、その構成をどう理解しているかは提示されていない。それが嘉永二年を経て、嘉永六年に至り、「四民」が構成するものとの認識が明示されたのである。それはまた、阿部幕閣の国家觀の到達点でもあった。

かく理解された「國家」を外圧からどう守っていくか。「四民共力」はどうすれば実現できるのか。幕末維新期の政治過程⁽⁵¹⁾を深奥において規定するメカニカルな契機はまさにそこにあり、そして「四民平等」こそがその解決策であることを発見するにいたるプロセス

がその眞の内実であったと考えられる。

二 立憲政体導入の提議

(一) 「四民共力」政策の破綻

ペリー来航後明確化した阿部幕閣の政策スタンスは、「四民共力」政策を根底におき、積極的な人材登用⁽⁵²⁾によって吏僚機構、すなわち幕府自身の足腰を強化する一方、雄藩の協力で海防態勢を再編・強化し、朝廷も利用して挙国一致の政策遂行を円滑化をはかる、といふものであった。この新政策の実施には、阿部幕閣が提示した「國家」意識を「四民」が共有することが必要となると同時に、この「国家」の意思決定過程をどこまで開放するかという問題を抱え込むことになる。けだし、目的や方法についての協議に参与することなく、「共力」を求められれば、求められた側の当惑や反発を惹起するのは不可避である。当然、阿部幕閣はそこに配慮し、アメリカ

国書の公開と対策の諮問や、徳川斉昭の海防参与任命などの措置をとった⁽⁵³⁾。これは、將軍親裁の建て前の下で、溜間詰諸大名を中心とした譜代門閥層が幕政を実質的に主導する「將軍＝譜代門閥政治」に重大な修正を加えるものであり、結果的にはその解体の起点をなすものとなつた。

「四民共力」政策は、多方向から破綻を生じてくる。雄藩は、斉昭を頂点として、ただに海防にとどまらず、將軍繼嗣問題や通商条約締結問題など、幕政の中核的事項にまで介入し始める一方、藩割拠主義の傾向を強めていった。こうして、近世国家の「中央—地方」統治構造たる幕藩制の解体が始まつてくる。

また、知識と知恵を吸い上げるだけの諮問政策にあきたらない向

きが出て來るのは避け難く、ここに「志士」が登場して来る。「志士」は、「四民」の最上位に立つ士の中で志ある者の謂ではなく、孔子が「生を求めて以て仁を害すること無し。身を殺して以て仁を成すこと有り。⁽⁵⁴⁾」と規定した「志士仁人」にあたり、志ある者が「志士」なのであり、士の身分に属さぬ草莽の「志士」も成り立ち得るのである。彼らが「國家」意思決定の閉鎖性を突破しようとして、さまざまな行動に出でくると、譜代門閥層と雄藩の対抗に朝廷がからんでようやく混迷の度を増してきた政局に一層の流動性を与えて、いざれ收拾のつかない事態、そしてついには内乱状態へと突入していくこととなる。

他方、民衆の方は、負担の増加に直結しているだけに、容易に「国家」意識を受容しない。究竟、ここでの事態が変容せねば、上述の二方向での動きも近世国家の解体は推し進め得ても、近代国家の構築へとは帰結していかない。かくて、その条件の探究が始まつていく。

(二) 神田孝平の民政改革提議

阿部正弘の没後に成立した堀田正睦幕閣は、その破綻をいよいよ露呈するにいたつた「四民共力」政策の継続をはかるが、ついには直接の政治的基盤たる譜代門閥層の支持さえも調達できず、井伊直弼幕閣との交代を余儀なくされる。井伊幕閣は、「將軍＝譜代門閥政治」の再建を强行し、朝廷、雄藩、「志士」などとの対立を激化させ、文字通り横死を遂げる。代わつた久世広周・安藤信正幕閣は、「公武合体」を呼号して「四民共力」政策への復帰をはかるが、もはや譜代門閥層による幕政の単独掌握は困難になつていった。

ここにいたつて、幕府吏僚中ないしその周辺にあつた洋学者の間

近代日本における立憲政体導入の歴史的前提

で、「四民共力」実現の方途の根本的な探究に着手する向きがあらわれてくる。そのひとりに、神田孝平がいる。

^{ラディカル}

神田は、美濃国不破郡岩手村の領主竹中家（旗本、交代寄合）の家臣の家に生まれ、幼時に父を失い、頼山陽門下の儒者である叔父神田実甫（柳溪、南宮）の薰陶を受け、仏米両国艦隊が同時来航した弘化三年に京都に出て、そこで旗本の伊奈忠吉に仕える。伊奈が勘定奉行に就任したのに従つての江戸へ下り、嘉永三（一八五〇）年十一月、伊奈が在職中に死去したのにもなつて致仕する。その後、旗本の永井尚志に従つて甲府に赴いたり、ペリー来航に際し、

一時、旧主竹中家に仕えたりしたが、文久二（一八六二）年二月に蕃書調所の教授方出役として幕府に出仕するまで、江戸にあって松崎廉堂に儒学、ついで杉田成卿・伊東玄朴・手塚律藏に蘭学を学ぶ、在野の書生の身であった。

その神田が論策「農商弁」を著したのは、幕府に出付する直前の文久元（一八六一）年十二月であった。⁵⁸⁾そこで神田の所論は、既に別途に詳しく検討したところであるが、その要点は以下の一節に尽きている。⁵⁹⁾

方今國家ノ安全ヲ求メンニハ、何卒旧制ヲ一変シ、農税ヲ次第ニ省キ、工商ヲ次第ニ盛ニシ、貿易ヲ四方ニ出テ行フコトヲ主トスベシ。左スレバ、土地自ラ開ケ、人心自ラ服シ、収入自ラ増シ、武備自ラ整ヒ、上下自ラ富ミ、國勢自ラ一振スベシ。若シ左モナクテ何日迄モ旧制ニ泥ミ、農ヲ以テ立タル國ヲ守ルトキハ、事端日ニ滋ク、費用日ニ加ハリ、聚斂日ニ行ハレ、民心日ニ散ジ、国内既ニ土崩ノ勢成リ、外國亦益乘ルベキノ釁ヲ得バ、何如ニ明君賢相アリテ、日夜勤メテ政ヲ行フト雖ドモ、其ノ國ノ亡ビザル者ハ未ダ之アラザルナリ。

農業立国の東方諸国が貧窮に陥り、商業立国の西洋諸国が富裕化しているとの前提に立つて、工商振興・貿易推進による商業立国の方策をとり、商業・貿易に課税の重心を移して財源を確保し、もつて武備の充実をはかる一方、農業への課税を漸次軽減して、民心の収攬をはかれ、と説いている。神田の危惧は、民心の離反が外寇を招き、亡国にいたることにあり、民心を収攬して如何にそれを防止するかというところに、神田の思考の出立点がある。而して、商業立国（＝課税）論は、その帰着点である。

民心収攬を第一義として「國家」の経営を考えるべきだとする神田の発想は、幕府倒壊後の、慶応四（一八六八）年四月、『中外新聞』に相次いで掲載された提言「日本國當今急務五ヶ条ノ事」と提案「江戸市中改革仕方案」⁶⁰⁾でも継承され、より根本的な形での民政改革の提議として具体化されていく。前者では、日本を「永久独立国」たらしめることを「國家」の目的とし、そのためには、「國力」の振起に始まり、「國中一致」の確保、全「國人」の「政府ノ政」への服従、と連環する方策を提示し、最後に「國人ヲ使テ政府ノ政ニ從ハシメント欲セバ、政府ニ於テ日本國中の衆説ヲ採ルベシ。」と結ぶ。この「衆説」採用論の具体化が後者の江戸市政改革案で、「其改革ノ趣意ハ、第一江戸中ノ智恵ト力トヲ集ムルヲ肝要トス。コレヲ集ルノ法ハ、総代会議ノ法ヲ設クルニ在リ。」と説く。この「総代会議」は、理事者である奉行に対する議決機関にして、かつ地主を有権者とし、非地主にも被選挙権を付与する市民の代議機関として措定されている。すなわち、地方民会開設の提案である。

民心収攬策としての商業立国（＝課税）論の方は、農業への課税を漸次軽減して、いずれ無税化することを目標としているだけに、その経済認識を継承して地租改正の提議につながっていくものの、

政策論それ 자체としてはリアリティを欠いていた。しかし、「衆説」採用」「総代会議」開設論の方は、後年、神田が第一回地方官會議で主張し、兵庫県令として管内で実施している。さらに、政府に各区町村金穀公借共有物取扱土木起功規則を制定させ、その機能は部分的だが、全国規模での法制化を実現し、近代日本における代議制度発達の淵源と位置づけられるものとなっていく。⁽⁶³⁾ここに、「四民共力」実施の方途の根本的な探究の、ひとつの帰結を見ることができよう。

(三) 加藤弘之の立憲政体提議

探究のもうひとつの試みは、神田とほぼ並行する形で、加藤弘之によつてなされていて。

加藤は、徳川譜代の但馬国出石藩仙石家の家臣の家に生まれ、嘉永五（一八五二）年、父に従つて江戸に出て、軍学、ついで佐久間象山に西洋兵学を学び、のち大木仲益に蘭学を学び、万延元（一八六〇）年に蕃書調所の教授手伝となつている。

加藤の処女作「最新論」⁽⁶⁵⁾は、のちに「鄰紳」⁽⁶⁶⁾と改題されるが、奇しくも神田の「農商弁」と同じ文久元年十二月に著わされている。

幕臣として登用されるのは元治元（一八六四）年だが、「鄰紳」⁽⁶⁷⁾著述の時点でも出石藩から幕臣に出向し幕臣に準ずる身であった。

太平天国の乱と、イギリス・フランス両国がそれに乘じて仕掛けたアロー戦争という、まさに内憂外患に苦しむ隣国の清の国家再建策を問答形式で論ずるというのが、「鄰紳」の謂である。その真意は、隣国に事寄せて、わが「國家」の現状改革の方途を論ずることにある。⁽⁶⁸⁾

「客」は、清の現状を紹介した上で、その原因を、西洋を「夷狄」

視し、文明開化、中でもとくに武備で大きく後れたことに求め、その洋式化を対策として推奨する。偏狭な鎖国・攘夷論への批判と武備の洋式化は、当代の洋学者・開國論者に共通する主張だった。

「農商弁」での神田の議論も、武備洋式化の財源確保のための手段として「四民共力」政策を位置づけ、その具体化として商業立国（＝課税）論を組み立てるというものだった。

これに対する加藤の回答は、既論のところだが、外圧に対しても「國家」を防禦するには、武備洋式化のみでは不十分で、「人和」の確保が必要だと説き、その方法として「公明正大の政体」への改革を提議する。⁽⁷⁰⁾

真に武備を興復し士氣を勇悍になさんには唯砲銃船艦等を造製し操練教閲等をなせしのみにしては決して及ばざることなり。

（中略）武備を敵にして外邦の侮を禦んと欲せば、先づ人和を得るを以て其大本と御さずしては叶はざるなり。（中略）その良術と云ふは決して奇異なることに非ず、唯当時の政体を改革して一種の政体を立るを云ふなり、此政体は實に仁義を旨とせる公明正大の政体にして漢人の未だ曾て知らざる処なり。

そして、そもそも「政体」とは何かを解説すべく、世界各国の「政体」を、君主握権・上下分権の君主政治と、豪族專權・万民同権の官宰政治の四つに分類し、「公明正大」という点では万民同権が理想的だが、清の現状では上下分権への改革がより適合的だと説く。

尤も万民同権の政体は一國中君臣尊卑の別を立てず、唯有徳才識の土上に立て暗昧愚蒙の下を治むる者なれば、其公明なることは此政体の右に出る者あらずと雖ども、今清朝にて此政体を立てんと欲する共、容易に為し得べきことにもあらざれば、今

近代日本における立憲政体導入の歴史的的前提

より速に上下分権の政体に改革して旧来の弊風を除き、善政を興さんこそ実に清朝的一大急務と云ふべけれ、

「四民共力」、「人和」の確保には、「大律」（憲法）と、「上房」・「下房」の二院制の「公会」（議会）をもつ上下分権（君民同治の立憲政体）への改革が必要だと、加藤は主張しているのである。これはまさしく、「四民共力」実現の方途の探究の、最も根本的な到達点があつたと言える。

しかも、その「公明正大」を求める眼差しは、上下分権を超えて万民同権（デモクラシー）を理想的とするところにまで及んでおり、「四民共力」を真に実現していくには「四民平等」が必要であることに気づいているとみてよからう。もつとも、「四民」の間に、「有徳才識の士」と「暗昧愚蒙」の区別があるとの現状認識にも立つており、前者が後者を指導するのは当然であるとの発想がそこに横たわっていることも直視しなければならない。これこそ「啓蒙」の発想であり、その「野蛮」を云々されるその思想的特質であるとともに、加藤自身の思想的營為に即してみれば、後年の思想的旋回の根本契機でもあつた。⁽⁷³⁾

三 幕末期における立憲政体構想

文久期は、幕末の政治過程において、一つの重要な画期をなすが、それは国制の構想という思想史的領域をも包含した意味あいで理解される必要があるだろう。

福沢諭吉は、文久二（一八六二）年、幕府遣欧使節の一員として渡欧する船中で、当時のドイツ連邦のような、諸大名による連邦制への改革が必要だと説いたといふ。⁽⁷⁴⁾ これは、幕藩制という「中央一

地方」統治構造の編成形態を改革しようというもので、当然、加藤とは異なる角度からのアプローチではあるが、「国家」の意思決定過程を開放する方向での制度改革へと連動することを、当然、含意していると言えよう。

もっとも、加藤も、「鄰岬」で「封建にても郡県にても」上下分権の政体を導入しても、「之が為めに害を生ずることはながるべし」とした上で、「封建」制下での導入方法とそのメリットを、次のように説いている。⁽⁷⁵⁾

若し封建の世なれば各州の諸侯よりも其封領の大小戸口の多少等に従て其出す所の公会官員の多少を定め、大事若くは非常の事或は万民の苦楽に關係すること等起るときは必之を会聚せしめて其事を謀議すべきなり。然るときは諸侯も其仁政に懷き、朝廷を仰て真忠を尽さんこと疑ひなし。然るに勉めて諸侯の權を奪はんと欲して諸侯をして少しも国事に喙を容ること能はざらしむるときは、朝廷の大權一時盛んなるが如しと雖ども、其實は却りて諸侯をして朝廷を怨ましむるの原因にして、若し一旦事起るときは諸侯の為に害を受ること少からざるべし。故に縦ひ封建と雖ども人和を破らざらんことを欲せば、必上下分権の政体を立てずしては叶はざるなり。

文中の「朝廷」が幕府を指していることは、あらためて言うまでもあるまい。ここでの加藤の所論は、上権分権への政体改革と諸藩の存続とが両立し得るというものである。

こうした福沢や加藤の議論は、井伊直弼の横死によつて「將軍」譜代門閥政治⁷⁶が致命的ともいえるダメージを受けた後の、文久元一二年段階において、国制改革構想としての後年クローズ・アップされてくる「公議政体」論の原型が成立していたことを物語つて

いる。それは、久世・安藤幕閣が「將軍＝譜代門閥政治」の補完的延命の政略として打ち出した「公武合体」政策を思想的に乗り越えていく点では、薩摩・長州両藩がそれを「將軍＝譜代門閥政治」の解体への政略に転換させようとしたのに比較して、より根本的なものであると言えよう。

しかし、まだそこでは、諸藩の存在、したがって領主支配と身分秩序を解体していくような深度での改革は、提起されていない。もちろん、立憲政体の導入が「四民」に「國家」意思決定過程への参加^{(ア)カル}機会を提供するためのものである以上、ただに政体改革にとどまらず、社会構成のあり様にも少なからぬ変容を不可避的に随伴、否それを前提とするものではあることは、論理的には想定し得る。しかしながら、まだ、この段階では、そうした社会改革と結びつける形で、政体改革が提議されているわけではない。

その点で、神田の商業立国（＝課税）論は大いに注目に値する。

その税制・財政改革構想は、貢租收取において実現される領主支配の本質に徴して、それが実施されれば、結果として、社会改革をもたらさずにはおかしい性格を内包している。しかし、これとも、社会改革を目的として提議されているわけではなく、しかも政体改革とは無連絡な形で立論されている。

この辺に、國制改革構想としての「公議政体」論の思想的限界を見出さざるを得ないのでなかろうか。開成所の教授として、神田や加藤と同僚の立場にあつた津田真道が、大政奉還の一ヶ月前の慶応三（一八六七）年九月付で行なつた幕府への建議は、「公議政体」論に立つ国政改革構想をかなり具体的に展開したものだった。そこでも、諸藩の存続と君民同治（上下分権）への政体改革とが並立するものとして、次のように構想されている。^{(ア)カル}

日本國總制度（根本律法の定むる所なるべし）

第一 日本全國政令の大権は、總政府の持権なるべき事。

第二 日本總政府は、武藏國江戸たるべき事。

（中略）第八 制法の大権は制法上下両院と總政府の分掌する所なるべき事。

但、極重大事件は禁裡の勅許を要すべき事。

第九 制法上院は、万石以上たるべき事。

第十 同下院は、日本全國民の総代にして、国民十万人に付一人づゝ推举すべき事。

（中略）

第十二 列国国内の政令は、其國主之全権に可任事。

但、總國の制度根本律法に違間敷事。

第十三 列国は左の如くなるべき事。

第一 禁裡領山城国

第二 関東領

第三 加州以下列国

関東制度

第一 関東領之政令は、大君の特権たるべき事。

第二 大君は、徳川家正統相続の人たるべき事。

（中略）

第七 制法の大権は、制法上下二房と関東府と分掌たるべき事。

第八 制法上房は、譜代万石以上たるべき事。

第九 同下房は、関東國民五万人に付一人づゝ推举すべき事。一方、「國家」全体と「関東領」に君民同治の立憲政体を導入するで、「加州以下列国」の存続と、「万石以上」によるその統治を認

近代日本における立憲政体導入の歴史的的前提

めている。この津田の構想は、オランダ留学という裏打ちがあるものの、その本質において、「鄰岬」での加藤の構想と異なるものではない。むしろ、「封建」制を完全に組み込んだ立論によつて、現実との距離を縮めた分だけ、加藤の提議よりも根本性において一步後退している観さえある。けだし、加藤は、「封建」制でも上下分権の導入は可能だと説いていたが、これは裏返せば、本来は「郡県」制下での導入こそがその政体に相応しいと考えていることを示唆していると言えよう。

いずれにせよ、この津田の構想においても、社会改革それ自体の提議がなされていないことは明らかである。しかし、「公議政体」論が、押しなべて、社会改革の提議との連結を欠いていたかと言えば、かならずしもそうではない。津田の提議に先立つこと四ヶ月、慶應三年五月付で、上田藩士赤松小三郎が松平慶永に呈した意見書では、君民同治への政体改革とともに、「諸民平等」が次のように説かれている。⁽⁷⁾

一、國中之人民平等に御撫育相成、人々其性に準じ充分を尽させ候事。

是迄人々に応じて力を尽し候儀不同有之。遊民多くして農而已多く勞し、他之諸民は運上少く候へば、第一百姓之年貢掛り米を減じ、士、商、工、僧、山伏、社人之類迄諸民諸物に運上を賦し、遊樂不要に閑り候諸業諸品は運上の割合を強くし、諸民平等に職務に尽力し、士は殊に務を繁くし、國中之遊民、僧、山伏、社人、風流人、遊芸之師匠之類には夫々有用之職業を授け候御处置、治國之本源に可有之候。
ここで言う「諸民平等」の中身は、貢租負担の「平等」である。もちろん、それが実施されれば、神田の所論と同様、結果として領

主支配と身分秩序の解体へと連動する可能性を内包していると言えよう。しかし、やはり神田と同様、こうした社会改革を目的として、税制改革や、その前提としての「遊民」授産事業を提議しているわけではない。そして、政体改革の方で構想されている「議政局」の「上局」が、「堂上方、諸侯、御旗本之内にて入札を以て人撰」して構成されることになつてゐるのにみられるように、領主支配や身分秩序の存続が立論の前提となつてゐるのである。

とは言え、赤松の構想では、加藤と神田がそれぞれ別個に提議していた問題が、一連の改革のうちに組み込まれてゐる点は、やはり注目しなければなるまい。ここに、「公議政体」論の、一つの到達点を見出すことができよう。

では、それが幕末期における立憲政体構想の思想的到達点と重なるのかと言えば、答えはノーである。そこに、慶應元（一八六五）年から翌年にかけて、福沢がみせた思想的旋回の意義がある。これについては、別途に立ち入った検討を試みてゐるので、ここではその結論だけを摘述するにとどめておく。

すなわち、慶應元年段階では、身分秩序と佐幕の政治的スタンスを堅持するための藩政改革を旧主家である中津藩に提議して、⁽⁸⁾福沢は、翌慶應二年段階では、諸藩」「封建」制の実力による解体、⁽⁹⁾「立君定律」（君民同治の立憲政体）への改革、「四民平等」の実現を筆頭とする「文明開化」の三つを基礎とする「大君のモナルキ」を構想するにいたつてゐる。

ここに、「封建」制の解消を前提とすることによつて、立憲政体の導入と領主支配・身分秩序の解体とが分ち難く結びつく形での国制改革構想が成立をみたのである。これこそがまさしく、幕末期における立憲政体構想の思想的到達点であつた。

もっとも、それは、福沢に即してみれば、徳川将軍家を政治的に救済し得る唯一の選択肢として構想されたものだった。そして、それは、「將軍＝譜代門閥政治」を補完するものとして採用された「四民共力」政策を実現する方途を探求する思想的航跡が辿り着いた究極の姿でもあった。その内実は、徳川将軍家の政治的救済の一点を除けば、「將軍＝譜代門閥政治」を最後の一端まで清算してしまうものであった。換言すれば、幕末政治の矛盾の中から登場し、その胎内において成長した立憲政体構想が、わずかに皮膜一枚を残して、かろうじてその内部にとどまっている状態でもある。

まとめにかえて

幕末政治の矛盾の所産である立憲政体構想は、その登場と成長の経緯の故に、政治的文脈においてはたえず佐幕の政治的スタンスと結びついていた。それは、外国軍隊の借用による長州藩の完全なる武力的解体をきっかけとして、諸藩の解消で実力によって実現していくとのシナリオの上に成り立っている、福沢の構想において、その極限の姿を見出すことができよう。

しかし、政治的現実は、幕府倒壊と「天皇＝藩閥官僚政治」の成立によって、「國家」の意思決定過程が再び閉鎖されるという、あたかも振り出しに戻っていくかの観さえ呈するプロセスを、維新期に辿っていく。その中で、立憲政体構想は、どのような政治的－思想的地位にあったのか。これが次なる検討課題となる。そして、その作業を経てはじめて、立憲政体成立への展望を切り拓くことができるにちがいない。

一一一

(1) 『自由党史』岩波文庫、上・一九五七年三月、中・一九五八年六月、下・一九五八年一二月。初版刊行は一九一〇年三月

(遠山茂樹「解説」「『自由党史』下所収」四三五頁を参照)。

(2) 尾佐竹猛『維新前後に於ける立憲思想』尾佐竹猛全集第一卷・実業之日本社・一九四八年一〇月、初版刊行は一九二五年一二月(林茂「解説」〔同上所収〕四四一頁を参照)。同『日本憲政史大綱』日本評論社、上巻・一九三八年一一月、下巻・一九三九年一月。同『日本憲政史の研究』一元社、一九四三年五月。

(3) 大津淳一郎『大日本憲政史』第二巻、宝文館、一九二七年六月。

(4) 藤井甚太郎『日本憲法制定史』雄山閣、一九二九年八月。

(5) 鈴木安蔵『日本憲法成立史』学芸社、一九三三年一二月。同『憲法制定とロエスレル－日本憲法諸原案の起草経緯とその根本精神－』東洋経済新報社、一九四二年一月。

(6) 清水伸『独歐に於ける伊藤博文の憲法取調と日本憲法』岩波書店、一九三九年一〇月。同『帝国憲法制定会議』岩波書店、一九四〇年一一月。同『明治憲法制定史』原書房、上・一九七一年一二月、中・一九七四年三月、下・一九七三年三月(前二者の増補版)。

(7) 浅井清『元老院の憲法編纂顛末』巖松堂書店、一九四六年一二月。

(8) 稲田正次『明治憲法成立史』有斐閣、上巻・一九六〇年四月、下巻・一九六二年一月。同『明治憲法成立史の研究』有斐閣、一九七九年四月。

(9) 宮沢俊義『日本憲政史の研究』岩波書店、一九六八年二月。

近代日本における立憲政体導入の歴史的前提

- (10) 小嶋和司『明治典憲体制の成立』小嶋和司憲法論集一、木鐸社、一九八八年九月。
- (11) 拙稿「自由民権運動の経済史的研究をめぐって」（『京浜歴研年報』第二号、一九八八年一月）を参照。
- (12) 家永三郎『日本近代憲法思想史研究』岩波書店、一九六七年二月。家永三郎・松永昌三・江村栄一編『明治前期の憲法構想』増訂版第二版・福村出版・一九八七年三月、初版刊行は一九六七年四月。江村栄一編『憲法構想』日本近代思想大系9、岩波書店、一九八九年七月。
- (13) 色川大吉編『民衆憲法の創造』評論社、一九八三年一月。
- (14) 家永三郎『歴史のなかの憲法』東京大学出版会、上巻・一九七七年九月、下巻・一九七七年一〇月。色川大吉『自由民権』岩波新書、一九八一年四月。同『民権百年 その思想と運動』日本放送出版協会、一九八四年五月。自由民権百年全国集会実行委員会編『自由民権百年の記録』三省堂、一九八二年八月。
- (15) 鳥海靖『日本近代史講義』東京大学出版会、一九八八年六月。
- (16) 新井勝紘「自由民権運動と民権派の憲法構想」（江村栄一編『自由民権と明治憲法』近代日本の軌跡2、吉川弘文館、一九九五年五月所収）、同『明治政府の憲法構想』（同上所収）。
- (17) 奥村弘「近代地方権力と『国民』の形成——明治初年の『公論』を中心に」（『歴史学研究』第六三八号、一九九二年一〇月）、大庭邦彦「井上毅における『国家』と『国民』」（『歴史学研究』第六五一号、一九九三年一〇月）、牧原憲夫「明治期民衆の『改革』観念と『国民』意識」（『歴史学研究』第六七号、一九九五年一〇月）、奥村弘「『近代日本』認識」（『歴史学研究』第六五二号、一九九五年一〇月）。
- (18) 近代国民国家の理念的理解については、拙稿「地方史と歴史学をめぐって」（『地方史研究』第二〇〇号、一九八六年四月）、同「『地域』の歴史的理義のために——批判に応えて——」（『京浜歴研年報』第三号、一九八九年一月）を参照。
- (19) 津田秀夫「幕藩制社会の二三の問題——『石高制国家』と関連して」（『国史学』第八五号、一九七一年九月）。
- (20) 津田秀夫「封建的土地所有とその解体(2)——石高制とその解体——」（土地制度史学会編『資本と土地所有』農村統計協会、一九七九年一〇月所収）。
- (21) 土屋喬雄『近世封建社会の史的分析』御茶の水書房、一九四九年五月、第二篇「武士階級の経済的衰退と変質」。大山敷太郎『幕末財政金融史論』ミネルヴァ書房、一九六九年三月。同『幕末財政史研究』思文閣、一九七四年三月。古島敏雄『近世経済史の基礎過程』岩波書店、一九七八年九月、第四章「幕府財政収入の動向と農民収奪の画期」、第四章付論「後期領主財政の諸相」。竹内誠「幕府経済の変貌と金融政策の展開」（古島敏雄編『日本経済史大系』4、東京大学出版会、一九六五年四月所収）。同「馬喰町貸付役所の成立」（『徳川林政史研究所研究紀要』昭和四八年度、一九七四年三月）。大口勇次郎「天保期の幕府財政」（『お茶の水女子大学人文科学紀要』第二三卷第二号、一九六九年三月）。同「天保期の性格」（岩波講座『日本歴史』12、岩波書店、一九七六年一一月所収）。
- (22) 飯島千秋「近世中期における幕府公金貸付の展開」（『横浜商大論集』第一八卷第二号、一九八五年三月）。同「近世後期の

幕府公金貸付政策」（横浜開港資料館・横浜近世史研究会編『一九世紀の世界と横浜』山川出版社、一九九三年三月所収）。

同「馬喰町貸付役所における公金貸付の実態」（『横浜商大論集』第二八卷第二号、一九九五年三月）。

以上の諸研究は、化政期までの財政システムの腐朽化が幕府・

諸藩の天保改革を必至とし、かつ幕府が財政再建に成功しなかつたことを明らかにしている。なお、それ以降の幕府財政については、土屋・大山前掲諸書のほか、以下の諸論文を参照。

森田武「幕末期における幕府の財政・経済政策と幕藩関係」（『歴史学研究』第四三〇号、一九七六年三月）。大口勇次郎「文久期の幕府財政」（『幕末・維新の日本』年報・近代日本研究3、山川出版社、一九八一年一〇月所収）。飯島千秋「元治期の幕府財政」（『横浜商大編集』第二二卷第一号、一九八八年一二月）。

(22) 林基『百姓一揆の伝統』第二版、新評論、一九七一年一月。同『続百姓一揆の伝統』新評論、一九七一年一月。平沢清人『百姓一揆の展開』校倉書房、一九七二年九月。佐々木潤之介『幕末社会論』塙書房、一九六九年一〇月。同『世直し』岩波新書、一九七九年七月。深谷克己『百姓一揆の歴史的構造』校倉書房、一九七九年九月。山田忠雄『一揆打毀しの運動構造』校倉書房、一九八四年九月。

(23) 大賀妙子「郡上藩宝歴験動の政治史的意義」（津田秀夫編『近世国家の展開』塙書房、一九八〇年一〇月所収）。

(24) 津田秀夫『封建経済政策の展開と市場構造』新版、御茶の水書房、一九七七年二月。同『近世民衆運動の研究』三省堂、一九七九年七月。藪田貫『国訴と百姓一揆の研究』校倉書房、

一九九二年五月。谷山正道『近世民衆運動の展開』高科書店、一九九四年一一月。

(25) 田保橋潔『近代日本外國關係史』増訂版、刀江書院、一九四三年一二月。加藤祐三『黒船前後の世界』岩波書店、一九八五年一一月。

(26) 津田秀夫『封建社会解体過程研究序説』塙書房、一九七〇年五月、V「天保の改革」、VI「天保改革の経済史的意義」。

同『天保改革』日本の歴史22、小学館、一九七五年一一月。北島正元『近世の都市と民衆』名著出版、一九八四年六月、「『三方領知替』と上知令」、「天保改革論」、「幕末に於ける徳川幕府の産業統制—株仲間解散より国産統制計画にいたる」。同『水野忠邦』吉川弘文館、一九六九年一〇月。藤田覚『幕藩制国家の歴史的研究—天保期の秩序・軍事・外交』校倉書房、一九八七年九月。

(27) 加藤榮一・山田忠雄編『鎖国』講座日本近世史2、有斐閣、一九八一年一二月。荒野泰典『近世日本と東アジア』東京大学出版会、一九八八年一〇月。紙屋敦之『幕藩制国家の琉球支配』校倉書房、一九九〇年二月、第一部「東アジア世界と幕藩制國家」。加藤榮一・北島万次・深谷克己編『幕藩制国家と異国・異域』校倉書房、一九八九年一〇月。

(28) 原剛『幕末海防史の研究—全国的にみた日本の海防態勢』名著出版、一九八八年七月。

(29) 天保期前後の幕府財政については、注(21)掲出の諸書・論文を参照。

(30) 佐藤昌介『洋学史研究序説—洋学と封建権力—』岩波書店、一九六四年五月、第二篇第二章「江戸湾防備問題と蛮社の獄」、

近代日本における立憲政体導入の歴史的前提

同第三章「蛮社の獄の歴史的意義——アヘン戦争と幕府の対策をめぐって」。同『洋学史の研究』中央公論社、一九八〇年一月、第二篇第二章「弘化嘉永期における幕府の対外政策の基調と洋学の軍事科学化」。藤田前掲書。同「海防論と東アジア——対外危機と幕藩制国家」（青木美智男・河内八郎編『開国講座日本近世史7、有斐閣、一九八五年五月所収）。守屋嘉美「阿部政権論」（同上所収）。三谷博「開国前夜——弘化・嘉永年間の対外政策」（『日本外交の危機認識』年報・近代日本研究7、山川出版社、一九八五年一〇月所収）。同「天保・嘉永期の対外問題」（『日本歴史大系』第三巻、山川出版社、一九八八年八月所収）。同「開国過程の再検討——外圧と主体性」（『近代日本研究の検討と課題』年報・近代日本研究10、一九八八年一一月所収）。上白石実「弘化・嘉永年間の対外問題と阿部正弘政権」（『地方史研究』第二三三号、一九九一年六月）。佐藤は、阿部幕閣の海防政策を「中道路線」と特徴づけているが、解説が求められているのは、かかる路線選択を余儀なくせしめた事情、とりわけ幕末政治がいかなる構造的矛盾をかかえ込んでいたか、という問題であろう。

(31) 拙稿「『黒船来航』をどう教えるか」（『全歴研紀要』第二四集、一九八八年三月）、同「地方史と歴史教育をめぐって」（地方史研究協議会編『地方史の新視点』雄山閣、一九八八年一〇月所収）。なお、セシュ来航以前のフランスと琉球の交渉については、天保二五（一八四四）年三月以降、琉球に居すわつていた宣教師の滞在中の日記である、フォルカード『幕末日仏交流記』中央文庫・一九九三年四月を参照。

(32) 拙稿「海防の社会的費用」（『京浜歴研会報』第六五号・

一九八九年七月、同第六六号・一九八九年九月）。弘化三年五一閏五月の危機以後の相州海防をめぐる問題については、松田隆行「ペリー来航以前における海防政策の展開——相州三浦郡の海防負担を中心にして」（『京浜歴研会報』第七号、一九九三年一月）、同「三浦半島における海防政策の展開——ペリー来航前後を中心に——」（『神奈川地域史研究』第一二号、一九九四年三月）、同「海防体制下における村方の動向——ペリー来航前後の三浦半島を中心にして」（『地方史研究』第二五七号、一九九五年一〇月）を参照。

(33) 加藤前掲書、七一~七三頁を参照。

(34) 田保橋前掲書、三六四~三六六頁を参照。

(35) 前掲拙稿「海防の社会的費用」を参照。このとき、相模の警備は家門の川越藩に譜代の彦根藩が加わるが、当時同藩主世子の立場にあった井伊直弼はこの措置を不當として阿部正弘への強い反感を表明している（吉田常吉『安政の大獄』吉川弘文館、一九九一年八月を参照）。

(36) 藤田前掲論文「海防論と東アジア——対外危機と幕藩制国家」、四八~五一頁を参照。

(37) 石井良助・服藤弘司編『幕末御觸書集成』第六巻、岩波書店、一九九五年四月（以下、『集成』⑥と省略）、四二頁を参考照。

(38) 同右、四二~四四頁を参照。

(39) 同右、四一~四三頁。

(40) (41) (42) 同右、四三頁。

(43) 相州海防を担当した川越藩は、幕府に対して繰り返し財政支援を要請している（益田愛『天保改革期の江戸湾防備——川越

- 藩を中心に」、「『論集きんせい』第六号、一九八一年五月」を参照）。
- (44) 『集成』⑥、四三頁。
- (45) 領主財政の強化を商品流通の規制＝吸着によつてはたそぐとする政策的志向も、阿部幕閣の流通改策との関係で、その実現は困難であった。これについては、拙稿「海防と川越藩の相州地方支配」（『京浜歴研会報』第八二号、一九九一年二月）を参照。
- (46) 『集成』⑥、四三～四四頁。
- (47) 『大日本古文書』幕末外国關係文書之三、東京大学出版会、一九八四年八月（初版は一九二一年七月刊行）、一三三三頁。
- (48) 『通航一覽統輯』第二卷、清文堂出版、一九六八年九月、五二七頁。
- (49) 『大日本維新史料』第一編ノ一、東京大学出版会、一九八四年五月（初版は一九三八年一〇月刊行）、八〇六頁。
- (50) 同右、第一編ノ二、一九八四年六月（初版は一九三九年二月刊行）、一五頁。
- (51) 幕末維新期の政治過程の概観は、遠山茂樹『明治維新』岩波書店・一九九五年一月（初版は一九五一年二月刊行）、升味準之輔『日本政治史』1「幕末維新、明治国家の成立」、東京大学出版会・一九八八年三月などを参照。とりわけ、弘化・嘉永・安政期については、吉田前掲書を参照。
- (52) 堀利忠（のち利熙）は、ペリー来航直前の嘉永六（一八五三年五月一四日付で徒頭から目付となつていて）（『維新史料綱要』第一、東京大学出版会、一九八三年六月（初版は一九三七年一月刊行）、四一三頁を参照）。また、ペリー来航後の同
- (53) 嘉永六（一八五三）年一一月一四日付で、彦根・川越両藩を相模警備、会津・忍両藩を安房・上総警備から内海沿岸ないし台場の警守に転じて、相州は萩（長州）・熊本（肥後）両藩、房総は柳河・岡山両藩に警備をまかせ、新たに鳥取藩に本牧の警備を命じている（前掲『維新史料綱要』卷一、五〇三～五〇四頁を参照）。なお、これについては、前掲拙稿「『黒船来航』をどう教えるか」も参照。
- (54) 朝廷は、安政元（一八五四）年一二月二三日付の太政官符で、大砲・小銃などの「皇國擁護之器」を铸造するため、諸国の寺院に梵鐘の供出を命じている（『大日本古文書』幕末外国關係文書之八、一九八五年一月（初版は一九一六年三月刊行）、四四四～四五五頁を参照）。もちろん、これは幕府の要請によるものである。なお、これについては、拙稿「海防と梵鐘の供出」（『京浜歴研会報』第一〇二号、一九九二年一一月）を参照。
- (55) アメリカ国書は、嘉永六（一八五三）年六月一四日付で、浦賀奉行井戸弘道より幕府にもたらされたが（前掲『維新史料

近代日本における立憲政体導入の歴史的的前提

綱要』卷一、四三一頁を参照)、阿部正弘は、その二日後の一六日に、徳川斉昭の幕政参与を幕閣に提議し(同上、四三二頁を参照)、翌七月三日付でその海防参与を発令している(同上、四四二頁を参照)。また、国書の公開と対策の諮問は、同年六月二六日付で評定所一座と三番頭ら(同上、四三八頁を参照)、翌二七日付で溜間詰の諸大名(同上、四三九頁を参照)、同年七月一日付で諸大名全体、同月三日付で高家以下・布衣以上の幕臣(同上、四四二頁を参照)、という具合に順次その対象範囲を拡大していった。

これを要するに、阿部幕閣がとった、これら一連の措置は、国書到来からわずか半月余の間にすべて実施されているのである。この迅速さは、どの時点か、またどの程度の内容かはさておき、危機管理のためのシユミレーションが何らかの形でなされていてことをうかがわせるのではないだろうか。もとともに、そのシユミレーションから右のような措置が具体策として導出される前提には、「四民共力」政策の採用と、その結果として不可避的に抱え込むことになる、「国家」の意思決定過程の「開放と参加」の問題とがあったであろうことは多言を要しまい。

(56) 『論語』岩波文庫、一九六三年七月、二二三頁。

(57) 神田乃武編著『神田孝平略伝』(一九一〇年七月〔本庄栄治郎編著『神田孝平——研究と史料』経済史研究会、一九七三年一月、五三~五七頁〕を参照。なお、伊奈忠吉が小普請奉行から転じて勘定奉行に在任した期間は、嘉永三(一八五〇)年七月八日から同年一一月二六日までである(高柳光寿、竹内理三編『日本史辞典』角川書店、一九六六年一二月、一一五三頁を参照)。

(58) 本庄前掲書、三二頁を参照。

(59) 拙稿「神田孝平の地租改正提議」(『京浜歴科年報』第九号、一九九五年一月)を参照。

(60) 本庄前掲書、八三頁。

(61) 同右、一四五頁を参照。

(62) 同右、一四五~一四六頁を参照。

(63) 前掲拙稿「神田孝平の地租改正提議」および「前期的町村の法的地位をめぐって——各区町村金穀公借共有物取扱土木起工規則の制定を中心に」(『明治維新史学会報』第二〇号、一九九二年四月、のち改稿して拙著『地租改正と地方制度』(山川出版社、一九九三年一〇月)第二編第三章として収録)を参考。

(64) 吉田曠二『加藤弘之の研究』新生社、一九七六年三月、二一七~二八頁を参照。

(65) 上田勝美ほか編『加藤弘之文書』第一巻、同朋社出版、一九九〇年八月、三~一九頁を参照。また、前掲江村栄一編『憲法構想』三~二五頁も参照。

(66) 前掲『加藤弘之文書』第一巻、二〇~二五頁を参照。また、『太陽』第五巻第一三号、臨時増刊「明治十二傑」、一八九九年六月、七八~九七頁も参照。さらに、吉野作造編『明治文化全集』第七巻「政治篇」、日本評論社、一九二九年一一月、三~一四頁も参照(以下の引用はこれによる)。

(67) 吉田前掲書、二二八頁を参照。

(68) 前掲『太陽』誌上での回顧談(長谷川誠也筆記、六六~六七頁)を参照。

(69) 拙稿「加藤弘之の立憲政体提議」(『京浜歴科年報』

第一〇号、一九九六年一月）を参照。

参照。

(70) 前掲『明治文化会集』第七巻、四〇五頁。なお、引用にあたって、合字は仮名、異体字は本字に改めた。

(71) 同右、九頁。

(72) M・ホルクハイマー、T・W・アドルノ『啓蒙の弁証法』岩波書店、一九九〇年二月を参照。

(73) 加藤弘之の思想的旋回については、田畠忍『加藤弘之の國家思想』河出書房、一九三九年四月を参照。

(74) 家近良樹『幕末政治と倒幕運動』吉川弘文館、一九九五年一月を参照。

(75) 福沢諭吉『福翁自伝』岩波文庫、一九七八年一〇月、一八一頁を参照。なお、幕末期における福沢の国制構想については、

拙稿「幕末政治と福沢諭吉」（『京浜歴研年報』第一二号、一九九七年一月）を参照。

(76) 前掲『明治文化全集』第七巻、一一頁。

(77) 前掲『憲法構想』三四〇三六頁。

(78) 同右、二九頁。

(79) 同右、二八〇二九頁。

(80) 前掲拙稿「幕末政治と福沢諭吉」を参照。

(81) 『福沢諭吉全集』第二〇巻、岩波書店、一九六三年六月、三〇六頁を参照。

(82) 同右、六〇一一頁。

(83) 『福沢諭吉全集』第一九巻、一九六二年一一月、一七六〇二〇四頁を参照。また、『福沢諭吉全集』第一巻、一九五八年一二月、二七五頁、三八二頁も参照。

(84) 『福沢諭吉全集』第一七巻、一九六一年一一月、三一頁を

(85) 前掲『福沢諭吉全集』第二〇巻、六〇一一頁を参照。
(一九九六年一一月二五日稿了)